

共通特記仕様書(R6.6.1以降に契約を締結する工事から適用)

○この共通特記仕様書は、全ての工事に適用します。

<目次>

第 1 建設副産物について	・・・・・	2
第 2 足場工について	・・・・・	2
第 3 深基礎杭内部での作業について（深基礎杭を施工する工事）	・・・・・	2
第 4 かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について （ぐり石を使用する工事）	・・・・・	2
第 5 工事現場における標示板（工事看板等）について	・・・・・	2
第 6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について	・・・・・	3
第 7 県内開発建設技術の優先使用について	・・・・・	3
第 8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について	・・・・・	4
第 9 自治会等への説明について	・・・・・	4
第 10 工事の下請負について（共通仕様書 1-1-1-9）	・・・・・	4
第 11 労働環境等の改善について（共通仕様書 1-1-1-24 6）	・・・・・	5
第 12 法定外の労災保険の付保について	・・・・・	5
第 13 工事提出書類の様式について	・・・・・	5
第 14 快適トイレについて	・・・・・	5
第 15 工事提出書類における押印の省略について	・・・・・	6
第 16 熱中症対策に資する現場管理費補正について	・・・・・	7
第 17 3次元計測技術の活用について	・・・・・	7
第 18 オンライン電子納品について	・・・・・	7
第 19 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ 恒常的な雇用関係について	・・・・・	8
第 20 再生資源利用（促進）計画の内容説明及び現場掲示について (請負代金額 100万円以上の工事)	・・・・・	8
第 21 受領書の交付について	・・・・・	8
第 22 再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項について	・・・・・	9
第 23 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について	・・・・・	9
第 24 建設現場一斉閉所の取組について (災害復旧工事、通年維持工事、小規模工事等の工期や現場条件の制約に より一斉閉所が困難な工事を除くすべての工事)	・・・・・	9

第1 建設副産物について

(土木工事共通仕様書1-1-2-9)

建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出量の大小及び有無にかかわらず、請負代金額が100万円以上の全ての工事を対象とする。

第2 足場工について

- 1 受注者は、足場の施工にあたっては、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省・平成21年4月）」に基づき、足場からの墜落事故防止に努めるものとする。

第3 深基礎杭内部での作業について

(平成18年8月25日付け技第596号「県土整備部建設工事事故調査委員会の調査結果について」で通知)

- 1 受注者は、当該工事の深基礎杭内部ではエンジン付き排水ポンプの使用を禁止する。
- 2 受注者は、深基礎杭内部で内燃機関を有する機械を使用する場合は、杭の深さに関係なく換気設備（安全施設）を必ず設置する。

第4 かご工等に使用する中詰め材（ぐり石）等について

(平成19年3月13日付け技第1302号で通知)

- 1 かご工等に使用する石は、原則として天然石とし、割ぐり石を使用する場合は[JIS A 5006（割ぐり石）]の規格に適合した石でなければならない。ただし、原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類とする。
また、かご工等に使用する石は、扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。

第5 工事現場における標示板（工事看板等）について

(平成26年6月17日付け技第416号「木製工事看板の利用促進について」で通知)

- 1 受注者は、工事現場における標示板（工事看板等）については、木材を利用した製品の使用に努めること。
- 2 使用する木材は、県内の森林から産出され、県内で加工されたものを原則とする。

第6 監督員から明らかに不合理な指示があった場合等の対応について (土木工事共通仕様書1-1-2-18)

工事の施工にあたり、監督員から手続きを逸脱した指示を受けた場合や受注者からの質問に対する監督員の回答が遅い場合等は、当該監督員が所属する発注機関の事務及び技術の副部長等が受注者の相談窓口となる。

第7 県内開発建設技術の優先使用について (土木工事共通仕様書1-1-2-6)

1. 一般事項

工事に使用する製品・工法は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、和歌山県土木工事共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

なお、上記の条件を満たすものが県内開発建設技術で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。

ここでいう県内開発建設技術とは、「県内開発建設技術登録制度実施要綱」及び「県内開発建設技術登録制度運用細目」に基づき登録されたものをいう。

2. 調達

受注者は、製品・工法の調達に際し、県内開発建設技術の優先使用に努めなければならぬ。

3. 県内開発建設技術の定義

県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法をいう。

具体的には、次のいずれかの公的機関等で登録又は証明されたものとする。

- 1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法
(過去に、NETISに登録されたものを含む)
- 2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- 3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センタ一等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- 4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

4. 協議

受注者は、県内開発建設技術を使用する場合、事前に協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、発注者の承諾を得て使用する。

ただし、県内開発建設技術を使用しても、設計変更（増額変更）の対象としない。

第8 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署から是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

第9 自治会等への説明について

- (1) 工事着手時における自治会等に対する説明が必要な場合は発注者のみで行うため、監督員の求めがあった場合、着手時期や施工順序などの必要な情報を提供すること。
- (2) 受注者は、自治会等に対して工事の施工を前提とした金品の提供を行わないこと。ここでいう工事の施工を前提とした金品の提供は、当該地区で工事を施工するからという理由で行う寄付や協力金等の提供であり自治会等からの要請の有無を問わない。ただし、毎年祭り等へ受注者が実施している寄付や、工事箇所に近接する住民等に儀礼の品を配布することを対象としない。
- (3) 上記(1)、(2)に関して、発注機関の事務職及び技術職の副部長等が受注者の相談窓口となるので、疑義が生じたときは事前に相談すること。

第10 工事の下請負について

(土木工事共通仕様書1－1－1－9)

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者が和歌山県の建設工事入札参加資格を有しない者であるときは、和歌山県から不等要求行為等を行ったとして認められた期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

第11 労働環境等の改善について

(土木工事共通仕様書1-1-1-24-6)

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

第12 法定外の労災保険の付保について

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は、保険契約を締結したときは、工事請負契約書第54条第2項の規定に基づきその証券又はこれに代わるものを作成し発注者に提示すること。

第13 工事提出書類の様式について

工事提出書類の様式については、情報共有システム（ASP方式）を活用するなど、建設業の働き方改革に資する場合にあっては、監督員の承諾を得た上で土木請負工事必携掲載の様式によらなければならないことができる。

第14 快適トイレについて（災害復旧工事及び単価契約による工事を除く）

本工事は、快適トイレを設置する試行工事の対象とする。

実施にあたっては、「快適トイレを設置する試行工事実施要領」に基づき行う。

○快適トイレを設置する試行工事実施要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>

第15 工事提出書類における押印の省略について

以下の提出書類については押印を省略することができるものとする。

【押印を省略することができる書類】

- 事故発生報告書（別紙様式第1号）
- 工事材料確認書（様式第7号）
- 材料品質証明資料（様式第8号）
- レディーミクストコンクリートに関する調達調書（様式11-1）
- 調達調書（様式4-1）
- 電子媒体内容証明書

【参考：押印が不要な書類】

- 別記第5号様式 工程表
 - 別記第7号様式 下請負（委任）通知書
 - 別記第10号様式 工期延長請求書
 - 別記第11号様式 損害発生通知書
 - 別記第12号様式 完成通知書
 - 別記第14号様式 請負代金請求書
 - 別記第15号様式 前払金請求書
 - 別記第16号様式 中間前払請求書
 - 別記第17号様式 既済部分検査請求書
 - 別記第18号様式 指定部分完成通知書
- （以上、令和3年訓令第3号により様式改定）
- 窓口責任者報告書（様式9-1）
 - 不当要求対応マニュアル講習受講申込書（様式9-2）
- （以上、令和3年3月2日付け県総第03020001号により様式改定）

【参考：押印が必要な書類】

- 別記第8号様式 現場代理人等通知書
- 別記第9号様式 現場代理人等変更通知書
- 別記第13号様式 引渡書
- 別記第19号様式 指定部分引渡書
- 工事打合簿（様式第2号）

第16 熱中症対策に資する現場管理費補正について（主たる工種が屋内作業である工事、単価契約による工事及び営繕工事を除く）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行工事の対象とする。
実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行う。

○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hyperthermia/d00208000.html>

第17 3次元計測技術の活用について

受注者はICT活用工事の対象であるかどうかにかかわらず、出来形関係図書の作成にあたり、3次元計測技術を活用できるものとする。

なお、3次元計測技術を活用する場合は、国土交通省制定の最新の基準類に準拠するものとし、あらかじめ監督員と協議の上、活用する工種、技師名、適用基準等を明記すること。

また、上記により3次元計測技術を活用する場合、従来手法との二重管理は、別途費用を計上して実施する場合を除き原則不要とする。

○「ICTの全面的活用」を実施するまでの技術基準類（国交省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html

第18 オンライン電子納品について

受注者は、電子納品運用ガイドラインに基づき提出する電子媒体については、電子媒体2部にかえて「和歌山県県土整備データ共有プラットフォーム」にオンラインで納品するものとする。

納品方法については、下記を参照

県土整備データ共有プラットフォーム操作説明書（受注者向け）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/calsec/index_d/fil/PF-manual-R0501v2.pdf

操作説明書（受注者向け）BOXへのログイン

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/calsec/index_d/fil/PF-manual-BOX.pdf

第19 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

(土木工事共通仕様書1-1-2-12 一部改定)

主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、入札の開札日以前、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する者を配置すること。

適用対象

専任で主任技術者等を設置しなければならない請負代金額4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）で県から直接請け負う建設業者の、主任技術者等を対象とする。

第20 再生資源利用（促進）計画の内容説明及び現場掲示について

(請負代金額100万円以上の工事)

再生資源利用（促進）計画の提出にあたり監督員に内容を説明するとともに公衆の見えやすい場所に掲げること。

第21 受領書の交付について

(土砂を搬入する場合)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。

(土砂を搬出する場合)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出すること。

○受領書（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第22 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った「土壤汚染対策法」等の手続き状況や、搬出先が「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場であること、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」（和歌山県は令和7年度以降に施行予定）や「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（土砂条例）」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認すること。

また、確認結果票は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げること。

○確認結果票（参考）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/index.html>

第23 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第20条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第22条 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知すること。

第24 建設現場一斉閉所の取組について

（原則、すべての工事が対象。ただし、災害復旧工事や通年維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除く）

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する建設現場一斉閉所（下記参照）の取組みについて、当該工事においても協力するものとする。また、監督員からの求めに応じ、実施状況等を監督員に速やかに報告するものとする。

記

実施日	令和6年6月以降の毎月第2・第4土曜日
その他	毎月第2・第4土曜日が現場閉所できない場合でも ペナルティはなし